平成２７年（フ）第１６７号
岡山県倉敷市玉島長尾183番地12、前住所岡山県倉敷市玉島上成330番地１　メゾン小山Ａ103号
債務者　八田　友絵
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
岡山県倉敷市藤戸町天城1394番地３　市営天城住宅29号
債務者　中野　早苗
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第９１０号
さいたま市浦和区東仲町26番21号　コーポ和巧201、旧住所埼玉県桶川市南２丁目５番27号
債務者　清水せつ子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９３５号
埼玉県久喜市江面844番地13
債務者　岡安　厚美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９６３号
さいたま市北区日進町２丁目1310番地68
債務者　村松　　幸
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００２号
さいたま市中央区鈴谷４丁目13番30号　カレッジサカエ202号
債務者　藤井　　亨
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２６号
埼玉県草加市柳島町16番地　コーエープラザＡ―502号
債務者　葛谷　香理
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４３４号
埼玉県川越市大字山田768番地８
債務者　岡田やよい
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４８号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地３―604
債務者　松井真澄美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４５６号
埼玉県入間市大字下藤沢1292番地11　沢田ハイツ102
債務者　松尾　明信
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２９号
京都府福知山市字長田2043番地の４
債務者　稲垣久美子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
福岡県築上郡築上町大字本庄2095番地
債務者　加治　孝幸
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
釧路市川北町３番21号
債務者　反保　裕文
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３３３号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目15番地６　アクシーズグランデ越谷南102号
債務者　下石畑　章
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目15番地６　アクシーズグランデ越谷南102号
債務者　下石畑友里江
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
埼玉県越谷市赤山町２丁目133番地１
債務者　田村　隆芳
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
埼玉県所沢市大字下安松325番地の２
債務者　諸星　孝幸
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６５号
新潟県三条市今井199番地
債務者　丸山　祐一
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
新潟地方裁判所三条支部